

# 偽・誤情報対策の作り方



2024年3月18日

山本健人(北九州市立大学)

### 1. はじめに:問題意識は共有されている?

- □社会に悪影響をもたらす偽・誤情報に対して何らかの対策を行う必要がある
- ■対策にあたっては、表現の自由、知る権利をはじめとする基本的人権等への配慮が必要である
  - ▶ 情報の「真偽」の判断が関わりうるため、違法情報の対策などとは異なり、国家の関与のあり方を慎重に検討する必要がある
  - ➤ この懸念は私企業であるDPF等の事業者が行うのであれば解消するという単純なもので もないが
- □対策にあたっては、プラットフォーム事業者(DPF)や広告事業者、伝統メディアなど現代の情報環境エコシステムを構築している関係者(ステイクホルダー)との協力が必要である

## 1. はじめに:主要な論点?

- ■如何なる対策パッケージが適切・効果的であるか
- ■対策パッケージをどのように作り、運用していくか

対象	「偽情報」をめぐる概念の揺らぎがあるなかで、何から何まで対策するのか? e.g. 発信主体、発信主体の意図、(悪)影響の種類と程度、真偽判定の難易度、 利用されている技術
具体的対策	コンテンツモデレーション、信頼性の高い情報のプロミネンス、デマネタイゼーション、メディアリテラシー、ファクトチェック、客観的データ等の公表etc.
ガバナンス	各対策の実施状況をどのような方法でモニタリング・評価し、どのような形で フェードバック・改善していくかなど
主体	国家はどこまで・どのように関与するのか、DPFなどの民間事業者にどのような 形での関与を求めるのか、他国との連携を検討するのか
規制形式	(単独)自主規制/共同規制/政府規制、ハードロー/ソフトロー

### 1. はじめに: 本発表の目的

#### ■対策パッケージの作り方に関する留意点

- ・デジタル空間における情報流通過程での対策を検討する際に、技術的に可能な手法を 理解し、新たに検討可能なのは事業者(とりわけ技術者)ではないか?
- 各事業者による独自の対策(単独自主規制)は、必然的にばらつきが生じるため、情報エコシステム全体を見た場合の効果は限定的になるのではないか?
  - ある程度、統一的な枠組みが必要なのではないか?
  - 「偽情報への対応に関する透明性・アカウンタビリティの確保に向けて、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要」
- 民間事業者のインセンティブ形成も課題

#### □本発表の目的

• EUの行動規範をマルチステイクホルダーによる規範策定(対策パッケージの作り方) のモデルとして紹介・整理し( $\rightarrow$ 2)、簡単な評価を行う( $\rightarrow$ 3)

# 2.偽情報に対するEU行動規範 (1)2018年行動規範の策定過程:経緯

- □ 欧州委員会のコミュニケーション「オンライ偽情報への取り組み」
  - 偽情報の作成・増幅・拡散にとって、DPF、オンライン広告のエコシステムの影響力が強いと理解
    - ①広告表示の精査、②政治広告・争点型広告の透明性、③偽アカウント対策、④コンテンツの信頼性指標の活用、⑤ボットのマーキング、⑥ファクトチェック団体・研究機関に対するデータの提供など、9つの分野での対策を求める
  - 偽情報に対処するための行動規範を策定するために、偽情報に関するマルチステーク ホルダーフォーラム(Multistakeholder Forum on disinformation)の開催を提案
  - 2018年5月29日にフォーラムが開始

## 2. 偽情報に対するEU行動規範 (1)2018年行動規範の策定過程:フォーラムの構造①

#### □概要

- 政府機関(欧州委員会)、民間事業者(DPFや広告事業者)、関連団体(伝統メディア、市 民団体、ファクトチェック機関、学者)のそれぞれに異なる役割を与える設計
- 全体フォーラムは全四回(その間にWGやSBの(非公開)会合が複数回実施されている)

#### □欧州委員会の役割

- フォーラムの議長は、欧州委員会を構成する通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局(DG-CONNECT)が務める
- フォーラム全体の枠組み・運営のサポートを担当する
  - フォーラム及び2つのサブグループにおける議論をファシリテート、会合のアジェンダ作成・議事録公開のサポート、ロジの提供、フォーラムが採択または合意した文書、最終的に策定された行動規範の公開

## 2. 偽情報に対するEU行動規範 (1)2018年行動規範の策定過程:フォーラムの構造②

#### メンバー

- □ ワーキンググループ (Working Group)
  - DPF、広告事業者、広告主で構成される
  - 偽情報に対する行動規範の策定と同意
  - KPIの策定と同意
  - 代表者を選出し、作業手順などを策定する
    - Siada El Ramly (ED i MA:現DOT Europe)が代 表者
  - 意思決定において完全な自律性を有する

- Google
- Facebook
- Twitter
- Mozilla
- Wikimedia
- ED i MA
- European Advertisi ng Standards Allia nce

- World Federation of Advertisers
- AIM
- Interactive Advertising Bureau Europe
- European Associati
   on of Communicati
   ons Agencies

## 2. 偽情報に対するEU行動規範 (1)2018年行動規範の策定過程:フォーラムの構造②

#### □ 相談委員会 (Sounding Board)

- 新聞メディア、放送メディア、市民 団体、ファクトチェック機関、学者 で構成される
- WGが提案する行動規範・KPIに対し て助言・コメントを行う
- ・ 代表者を選出し、作業手順などを策 定する
  - Ravi Kiran Vatrapが代表者
- 意思決定において完全な自律性を有する

- European Broadcasting Union
- European Federation of Journa lists
- News Media Europe
- Association of Commercial Tel evision
- European Publishers Council
- Association Européenne des R adios
- European Magazine Media Ass ociation

- European Newspaper Publishe
   rs Association
- BEUC

メンバー

- IFCN Poynter
- Bilyana Petkova (Maastricht U niversity)
- Oreste Pollicino (Bocconi Unive rsity)
- Giovanni Riotta (LUISS/Princet on University)
- Ravi Kiran Vatrap (Copenhage n Business School)

# 2. 偽情報に対するEU行動規範 (2) 2018年行動規範の内容

- 概要:内容の詳細・署名者等についてはNRI報告を参照
  - 5つの関連分野に関するコミットメント
    - ①広告表示の精査
    - ②政治的広告及び争点広告
    - ③サービスの完全性
    - ④消費者のエンパワーメント
    - ⑤研究コミュニティへのエンパワーメント

# 2. 偽情報に対するEU行動規範 <u>(3)2022年行動規</u>範の策定過程:経緯

- □ 2018年行動規範の評価
  - 行動規範を高く評価しつつも、一定の欠点を指摘
  - 欧州民主主義行動計画の策定も
- □ 偽情報に関する行動規範の強化についての欧州委員会のガイダンス
  - ・上記と同様に行動規範を高く評価しつつも、デマネタイゼーションやモニタリング枠組みなどに関する対策の不十分性などにも言及
  - 行動規範に参加するインセンティブについても言及
    - VLOPに対してはDSAとの関係を示唆、小規模DPFに対しては現状のベストプラクティスから得られる利益やレ ピュテーションリスクへの対策を示唆
  - 行動規範の改訂の方向性(取組むべき課題)を提示

## 2. 偽情報に対するEU行動規範 (3) 2022年行動規範の策定過程:検討枠組み①

- □ 総会 (Assembly) の招集
  - 2018年行動規範への署名者及び改訂版行動規範への署名の意思がある者が構成員
  - 欧州委員会及び総会の構成員は、必要に応じて独立した専門家を招集することができる
    - 総会の構成員は個々の専門家の参加に反対する権利を有する

#### □欧州委員会の役割

- ・総会での議論をファシリテートし、総会での議題提供を含む必要な組織的またはロジス ティックな支援を提供する
- 総会の議長はGD CONNETが務める

## 2.偽情報に対するEU行動規範 <u>(3)202</u>年行動規範の策定過程:検討枠組み②

#### □課題グループ

- 行動規範の改訂プロセスは各課題グループ (Issue Groups) によって進める
  - ①サービスの完全性及びユーザーのエンパワーメント(関連するKPI含む)
  - ②調査とファクトチェックへのエンパワーメント(関連するKPI含む)
  - ③広告表示の精査、政治広告・争点広告(関連するKPI含む)
  - ④行動規範のモニタリング
- 欧州委員会・総会の構成員は、課題グループに専門家やオブザーバーを招集できる
- ・課題グループは、進捗状況を定期的に総会に報告する。また、会議日程、総会との協議・文章 交換の方法などの内部作業方法を決定する
- 課題グループは、意思決定プロセスにおいて完全な自律性を有する

# 2. 偽情報に対するEU行動規範(4) 2022年行動規範の内容

- □ 概要:内容の詳細・署名者等はNRI報告を参照
  - 8つの分野に関する44のコミットメントと128個の具体的な対策を規定
    - ①広告表示の精査
    - ②政治広告の透明性
    - ③サービスの完全性の確保
    - ④ユーザーのエンパワーメント
    - ⑤研究コミュニティのエンパワーメント
    - ⑥ファクトチェックコミュニティのエンパワーメント
    - ⑦透明性センター及びタスクフォースの設置
    - ・ ⑧モニタリング枠組みの強化

# 3.評価 (1)行動規範の策定プロセス

- □ マルチステークホルダーによる規制策定モデルのグッドプラクティス
  - DPFや広告事業者が、行動規範の起草(規範のデザイン)を行っている
    - 2022年行動規範の策定プロセスでは、より詳細なコミットメントの提案と具体的な対応策の提案を行うために、 課題グループという方式が採用されている
    - 実現可能な行動規範を作るうえで重要な設計
  - SBコメント(あるいは専門家の意見聴衆手続き)によって、多様な視点を取り込んでいる
    - 恣意的な成果物となることを防ぐ
  - 各事業者は自ら署名した範囲で行動規範を実行する
    - 行動規範の実効性の確保、事業者の規模や事業の性質に応じた対応を可能にする
  - 政府機関は、策定(改訂)のきっかけ、方向性の提案、フォーラムの運営補助として機能
  - 政府機関による行動規範の公的承認
  - 共同的枠組みでの行動規範の存在は関連事業者の同一基準での評価を可能とする

#### 3. 評価 (2) 日本での取り組みに向けて①

- □ 日本でも同じような行動規範を作る意義はあるか
  - EUの行動規範に基づく対策がグローバルにどの範囲にまで及ぶのかは未知数?
  - 日本で、日本語レベルでの対応を行うためには同様の仕組みを検討してもよいはず
- □どのような策定プロセスが望ましいか
  - 基本的にはEU行動規範の策定プロセスが参考になる
  - 特定課題ごとの細分化をするかはともかく、次の役割分担がベースとして考えられる
    - ファシリテーターとしての政府機関
      - 憲法的価値も含めた考慮すべき点、対策の目的・方向性、特に重要な検討課題などを提示
    - 規範デザインの起草者としてのDPFや広告事業者
    - 草案のチェック者としての伝統メディア、ファクトチェック機関、市民団体、研究者
  - 〈デジタル空間における情報流通の全体像(案)〉で提示されている関連団体や関連する 本検討会オブザーバーの参加が望ましい

# 3.評価 | (2)日本での取り組みに向けて②

#### □ 行動規範策定に関与するインセンティブ

- 事業者にとってレピュテーションリスクなどはどの程度のインセンティブ?
- 偽・誤情報対策が求められる現状では、特定の事業者等に一定の対応を行うことを法的に 基礎づける(それを予定する)ことは有力な選択肢ではないか
  - EUの行動規範とDSAの関係はNRI報告を参照
  - 偽・誤情報対策に対してハードローの範囲を拡大することには懸念もある
- その上で、具体的な規範・対応義務のデザイン設計は、民間事業者等を主体としつつも、 (政府を含む)マルチステークホルダーからの多様な意見を反映できる上記のような仕組 みによって行うことが有効なのではないか

#### □ 現存する行動規範の有効活用

とりわけ、2022年行動規範は、分野ごとのコミットメントと具体的な対策方法が示されており、行動規範の実効性に関するモニタリング方法についても様々なアイディアが盛り込まれている